

柏原市立歴史資料館空調設備及び照明設備賃貸借
公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

柏原市立歴史資料館は、郷土の歴史、民俗等に関する資料を収集、保管、展示するとともに、研修の場としても利用され、市民の文化的向上に資することを目的とする施設であるが、竣工から30年以上が経過し、経年劣化により効率のよい設備状況で運営ができていない。空調設備の熱源は経年劣化により著しく機能が低下し、照明設備は更新が進んでおらず効率的な利用が難しくなっている。加えて、市の資産である文化財資料の保管、展示等には、温度変化が少なく、生物や気候による被害を受け難い環境を構築する必要があるため、現在の一日の温度変化が激しい気候条件においてエネルギーを効率的に使用するには、施設全体の断熱性能等も合わせ検討する必要がある。当館は、非常時の避難所としても指定されており、現状の設備設置状況では市民の安全を脅かすこととなるため、早急に当館に適した空調設備、照明設備及び外皮設備の更新工事を行うものである。

また、高額な更新費用を平準化するため、リース方式によるものとする。

今回の募集は、本事業の遂行に最も適している事業者を選定することを目的に、本事業に係る提案を求めるものである。

2. 事業概要

- (1) 事業名称： 柏原市立歴史資料館空調設備及び照明設備賃貸借
- (2) 履行場所： 大阪府柏原市高井田 1598-1
- (3) 内 容： リース事業による空調設備及び照明設備の更新、他（別紙仕様書の通り）
 - ① 事業者は、柏原市と締結する本事業契約に基づき、柏原市立歴史資料館の空調設備及び照明設備を更新し、契約期間内において、リース契約を結ぶこと。
 - ② 契約期間終了後、事業者の設置した空調設備及び照明設備（付属設備を含む）は、柏原市に無償で譲渡すること。
 - ③ 固定資産税は免除とする。
 - ④ 動産総合保険料は本事業費に含まない。
 - ⑤ 令和5年度既存建築物省エネ化推進事業等補助金事業等の活用に取り組むこと。
また、その申請等に必要な諸手続も本事業に含むものとし、遅滞なく行うこと。
- (4) リース期間： 15年間（債務負担行為）
- (5) 提案限度額： 総額 157,620,000円（補助金採択を問わず。消費税込）

3. スケジュール

- | | |
|-------------------|------------------|
| ① 募集開始（市ホームページ掲載） | 令和5年4月4日（火） |
| ② 募集要領等に関する質問締切 | 令和5年4月7日（金）午後5時 |
| ③ 募集要領等に関する質問回答 | 令和5年4月14日（金）正午以降 |

④ 提案書提出締切	令和 5 年 4 月 21 日 (金) 午後 5 時
⑤ 受注候補者の決定	令和 5 年 4 月 28 日 (金) 予定
⑥ リース事業契約締結	令和 5 年 9 月頃予定
⑦ リース支払開始	令和 6 年 3 月 1 日 (金)

4. 応募資格

- (1) 令和 5・6 年度の柏原市物品購入・役務提供における入札参加有資格者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと(同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る者を含む)。
- (4) 柏原市暴力団排除条例(平成 25 年柏原市条例第 27 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団、同条第 7 号に規定する暴力団員又は同条第 8 号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められる者又は第 7 号に規定する暴力団の利益になるおそれがある者でないこと。
- (5) 本実施要領の公告の日から受託候補者特定の日までの間、柏原市入札参加有資格業者指名停止要綱(平成 31 年 3 月 29 日制定)に基づく指名停止業者又は指名回避業者でないこと。
- (6) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと。
- (7) 本業務を統括する業務責任者は、空調設備及び照明設備事業の実務経験を有すること。また、参加申込書の提出期限日において 3 か月間以上の恒常的な雇用関係があること。

5. 提案に関する留意事項

- (1) 費用負担について
提案書作成に係る費用等、必要な費用は全て事業者の負担とする。
- (2) 提出書類の取扱いについて
 - ① 提出された書類は返却しない。
 - ② 提出期限後における提案書等の追加・修正・差替・再提出は認めない。
 - ③ 柏原市から受領した資料は、許可なく公表及び使用してはならない。
 - ④ 事業者から募集要領等に基づき提出された書類の著作権は、原則として書類の作成者に帰属し、柏原市はその使用权を持つものとする。
 - ⑤ 提案書等の提出は 1 社につき 1 案とする。
 - ⑥ 市は提供された企画提案書等について、柏原市情報公開条例(平成 12 年柏原市条例第 23 号)の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認

められる情報は非開示となる場合がある。なお、本プロポーザルの候補者選定前において、決定に影響がでる恐れがある情報については決定後の開示とする。

(3) 失格事項

次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ① 参加資格を満たしていない場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 提案書を提出した日から契約締結までの間に、社会的信用を失墜させる行為があった場合
- ④ 募集要領、仕様書等で示された内容に適合しない書類の提出があった場合
- ⑤ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

(4) その他

- ① 柏原市が提示する資料及び質問に対する回答書(質疑回答書)は、本募集要領等と一体のものとして同等の効力を有するものとする。
- ② 質問書が提出された場合において、その質問に回答することにより無用な混乱を招くおそれがあると認めるときは、質問に回答しないことがある。
- ③ 事業者は参加申込書の提出をもって、募集要領、仕様書及び関係資料に記載された内容を承諾したものとみなす。
- ④ 参加申込書提出後に参加を辞退することになった場合は、速やかに辞退届(様式第 6 号)を提出すること。

6. 募集要領等に関する質問の受付及び回答

(1) 質問の提出方法

質問書(様式第 5 号)に質問内容を簡潔に記載し電子メールにより提出すること。なお、質問書提出後に電話により受信確認を行うこと。

(2) 受付期間

令和 5 年 4 月 4 日(火)から令和 5 年 4 月 7 日(金)午後 5 時まで

(3) 回答方法

令和 5 年 4 月 14 日(金)正午以降に柏原市のホームページにおいて回答する。

(4) 送信先アドレス及び確認先電話番号

柏原市立歴史資料館 メールアドレス: rekishi@city.kashiwara.lg.jp

電話番号: 072-976-3430

7. 参加申込書、提案書等の提出要領

本業務の提案希望者は、以下のとおり参加申込書、提案書等を提出すること。

(1) 提出期限

令和 5 年 4 月 21 日(金)午後 5 時まで

(2) 提出先

〒582-0015 大阪府柏原市高井田 1598 番地の 1

柏原市立歴史資料館（柏原市教育委員会 教育部 文化財課）

(3) 提出方法

- ① 提出先への持参のみ（※郵送等不可）
- ② 提出部数 10 部（正 1 部、副 9 部）及び、電子媒体（CD-R 等）1 部とする。
- ③ A4 判用紙、縦使用、横書き、両面印刷、左綴じとし、頁数をつけ、A4 判フラットファイルに綴じること。
- ④ フラットファイルの表紙及び背表紙に「柏原市立歴史資料館空調設備及び照明設備賃貸借 提案書類」と事業者名を記載すること。

(4) 提出書類

- ① 参加申込書（様式第 1 号）
- ② 会社概要書（様式第 2 号）
- ③ 受注実績書（様式第 3 号）

※2（3）⑤に記載の事業等において受注実績がある場合は、契約書及び仕様書の写しを添付すること。

- ④ 業務実施体制調書（様式第 4 号）
- ⑤ 提案書（様式第 7 号）

下記の項目について、10 頁以内（片面換算）に簡潔に記載すること。フォントサイズは 10 ポイント以上とする。

(ア) 事業実施方針

(イ) 事業実施体制及び実施工程

(ウ) 改修範囲、機器構成等を明示した図面等

(エ) 改修後の省エネルギー効果試算結果

(オ) 活用を予定している補助金の概要（名称、過去の採択条件、採択率等）

(カ) その他提案

- ⑥ 見積書（任意様式。リース期間中の総額及び年額を明記のこと。消費税込み。）

なお、補助金活用後の金額が示せる場合は、その他として明記すること。

※提出書類に記載の内容について、質疑・ヒアリングを行う場合がある。

8. 選定方法等

(1) 選定方法

柏原市空調設備及び照明設備賃貸借選定委員会において、提出書類に記載された内容、見積金額等を評価し、総合計点が最も高い提案をした受注候補者を選定する。複数業者が同点となった場合は見積額が低い業者を選定することとし、見積額が同額の場合は、くじにより選定することとする。

- (2) 選定基準
別表のとおり。
- (3) 事業者の再募集
評価の結果、適切な事業者がないときは再募集する場合がある。
- (4) 選定結果の通知
 - ① 選定結果については、全参加事業者に電子メールで通知する。
 - ② 審査に対する要求や結果の内容に関する異議申し立て、質問等は一切受け付けない。
- (5) その他
提案者が1者のみの場合であっても、内容の審査を行い、選定の可否を決定する。

9. 契約の締結

特記事項書のとおり

10. 契約保証金

柏原市財務規則（昭和39年柏原市規則第7号）第107条の規定に基づくものとする。

有価証券等の提供又は金融機関等の保証、又は履行保証保険契約の締結をもって契約保証金の納付に代えることができる。なお契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、契約金額（総額、消費税込み）の100分の10に相当する額以上とする。

11. 事務局

柏原市教育委員会 教育部 文化財課（担当：林）

電話番号：072-976-3430

メールアドレス：rekishi@city.kashiwara.lg.jp

※開庁時間は土日祝日を除く午前8時45分から午後5時00分まで

別表 選定基準

評価項目		審査内容	配点
業務遂行能力	専門技術及び 実施体制について	業務を的確に遂行できる人員及び業務についての疑問等に適宜対応できる体制が確保されているか。	10点
		本業務に関する専門知識や経験を有し、的確な支援が可能であるか。責任者・担当者の業務遂行に有用な資格の有無、経験年数。	10点
	同種事業の実績	同種業務の実績	15点
提案内容	業務実施方針	本業務に対する基本的な考え方、実施方針が具体的かつ明確に示され、適切であるか。	10点
	業務実施体制及び 実施工程	令和5年度末までの実施体制や工程が具体的で無理がなく、実現可能なものであるか。	15点
	改修方法	施設運営に配慮した施工内容となっているか。	20点
	省エネルギー効果	改修後の省エネルギー効果	35点
	その他提案	その他、本事業の目的を達成するための有益な提案がされているか。	15点
取組姿勢	取組意欲	業務履行に関わる意欲が感じられるか。	10点
事業費	計算式	$\left[1 - \frac{\text{見積額} - \text{提案最低額}}{\text{提案限度額} - \text{提案最低額}} \right] \times 60 \text{点}$ ※小数点以下四捨五入	60点
合 計			200点